

都調第3号 高知県3D都市モデル整備委託業務 公募型プロポーザル審査要領

都調第3号 高知県3D都市モデル整備委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 「都調第3号 高知県3D都市モデル整備委託業務プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

(1) 業務の全体計画	(15点)
(2) 認知性	(10点)
(3) 建築物 LOD1 及び LOD2 の詳細度	(10点)
(4) 道路、地形 LOD1 などの詳細度	(10点)
(5) ユースケース開発	(20点)
(6) オープンデータ化、PLTEAU VIEW 等へのセットアップ	(10点)
(7) その他	(20点)
(8) 見積額	(5点)

3 1次審査

参加者から提出された企画提案書に基づき、高知県都市計画課で1次審査を行い、5社程度を1次審査の通過者とし、通過者を対象に審査委員会を行う。なお、1次審査は、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行う。審査結果は、令和8年7月14日(火)までに参加者に通知する。

4 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

(1) 日時、場所

令和8年7月17日(金) 午後1時30分～(予定)

場所 別途連絡

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1社30分とする。各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を15分程度、設ける。
- ② プレゼンテーションの参加者は、1社あたり5名までとする。
- ③ 順番は別途通知する。

5 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行う。
- (3) すべての参加者の審査が終了後に、各審査委員の審査結果を主計し、候補者と次点者を決定する。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、提出された見積金額が安い方を候補者として選定する。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、総合得点が40点以下の場合は、候補者又は次点者として選定しない。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
業務の全体計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務の目的を理解した実施方針やコンセプトとなっているか ・ 本業務の目的を理解した適切な工程計画となっているか ・ 3D都市モデル整備時の留意事項を理解し、適切な対応が取れているか 	15
認知性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物ごとの災害リスクを表示色等の工夫により分かりやすく表現しているか ・ 建築物 LOD2 の整備対象等の工夫により分かりやすく表現しているか 	10
建築物 LOD1 及び LOD2 の詳細度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物 LOD1、LOD2 の整備方法 ・ 建築物 LOD1 の詳細度 ・ 建築物 LOD2 の詳細度 	10
道路、地形 LOD1 などの詳細度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、地形 LOD1 などの整備方法 ・ 道路、地形 LOD1 などの詳細度 	10
ユースケース開発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波時系列シミュレーションの整備手順、留意点について ・ 県民の防災意識向上に資する工夫 ・ ユースケース利活用例（本業務での実施の有無は問わない） 	20
オープンデータ化、PLATEAU VIEW 等へのセットアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ オープンデータ化での工夫 ・ PLATEAU VIEW 及び G 空間情報センターへのセットアップ時の留意事項 	10
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、優れた提案があるか ・ ビューワに関する提案はあるか ・ 作成したデータのメンテナンス方法 ・ 事前復興まちづくりでの活用方法 ・ 県内市町村の 3D都市モデル普及促進 	20
見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の内容を踏まえ、金額が妥当であるか ・ 他社と同程度の事業内容の場合、見積額がより廉価であるか 	5